

小値賀町議会第一回臨時会は、平成二十二年二月十七日午後一時三十分、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番
横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮
山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎
弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

町長	中山道
副町長	中村敏章
会計管理者	大黒泰三
総務課長	谷良一
財政課長	西村久之
住民課長	中川一也
建設課長	升水裕司
産業振興課長	吉元勝信
産業振興課専門幹	蛭子晴市
教 育 次 長	尾崎孝三
農業委員会事務局長	大田一夫
診療所事務局長	尾野英昭
担い手公社事務局長	松本充司
議会議務局長	熊脇一也
議会議務局書記	松永清美

五、議 事 日 程

小値賀町議会第一回臨時会

平成二十二年二月十七日（水曜日）

午後一時三十分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（伊藤忠之議員 ・ 立石隆教議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 議案第三号 町有財産の無償譲渡について（老人福祉施設等）
- 第四 議案第一号 小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案
- 第五 議案第二号 町有財産の無償譲渡について（旧松永邸）
- 第六 議案第四号 工事請負契約の締結について（小値賀町防災行政無線（同報系）デジタル式設備整備工事）

午後一時三十分開会

議長（横山弘藏）　こんにちは。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十二年小値賀町議会第一回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、七番・伊藤忠之議員、八番・立石隆教議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日より一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日より一日間に決定しました。

日程第三、議案第三号、町有財産の無償譲渡についての議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也）　議案第三号、町有財産の無償譲渡についてご説明いたします。

特別養護老人ホーム「養寿園」の土地・建物及び認知症対応グループホーム「暖家」土地につきましては、養寿園を中心に新しく町内に社会福祉法人が設立された場合に無償譲渡する同意を、平成二十一年八月七日の臨時議会において承認いた

いただきました。

その後、法人設立準備委員会がもろもろの手続きを進め、長崎県から今年の一月十八日に設立認可が下り、一月二十七日には、法務局への法人登記が完了いたしました。

そこで、設立した社会福祉法人への土地・建物の無償譲渡を速やかに行う必要がありますので、本議会に財産処分の議決を求めるものでございます。

今後は、この社会福祉法人が小値賀町の施設介護の拠点である「養寿園」、認知症対応グループホーム「暖家」を、主体性を以って小値賀町民の視点で運営していくこととなります。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三号、町有財産の無償譲渡についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三号、町有財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第一号、小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一号、小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案についてご説明いたします。

特別養護老人ホーム「養寿園」につきましては、小値賀町が建設し、佐世保市の社会福祉法人「博仁会」が運営する、いわゆる公設民営で、平成元年の設立当初から運営されてまいりました。

設置から二十年、介護保険事業制度が導入されて十年目になるわけですが、小値賀町の高齢者福祉の向上を図るため、小値賀町内に新しく設立された社会福祉法人に土地・施設を無償譲渡し、安定した経営を行ってもらうようにしたところでございます。

特別養護老人ホームの無償譲渡により、本条例は廃止する必要があります。

なお、施行日につきましては、新しい社会福祉法人による「養寿園」経営が始まる四月一日からの適用としております。以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一号、小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	一時	三十四分	—
—	再開	午後	一時	三十五分	—

議長(横山弘藏) 再開します。

日程第五、議案第二号、町有財産の無償譲渡についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(谷 良一) 議案第二号、町有財産の無償譲渡についてご説明いたします。

旧松永邸につきましては、佐世保市在住の、所有者である松永秀氏のご好意により、小値賀町へ無償譲渡を受け、平成二十一年四月十五日に小値賀町への所有権移転の登記も完了いたしております。

先に、小値賀町の「しま暮らし体験事業」及び「古民家再生事業」を推進すべく、株式会社小値賀観光まちづくり公社が設立

されましたことは、議員皆様もご承知のことと存じます。

このたび株式会社小値賀観光まちづくり公社から旧松永邸の建物を譲渡の申し出があり、検討してまいりました。

その結果、小値賀町が目指す、更なる交流・定住人口の増大施策の方向性が、株式会社小値賀観光まちづくり公社と一致することや、株式会社小値賀観光まちづくり公社が旧松永邸を再生し、そして活用・運営していくことに決定していることを踏まえ、株式会社小値賀観光まちづくり公社へ無償譲渡するものであります。

なお、この件につきましては、前所有者の松永秀氏もご承知であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮崎議員

一番（宮崎良保） この松永邸の譲渡につきまして町長にちよつとお伺いをしますけれども…。

この松永邸のことにつきまして有償ではですね、譲渡の考えはなかったのかお伺いをしたいと思います。

小値賀町の観光公社は、町民の理解と協力を得なければ絶対成功しないと考えております。

その中で、この公社の取締役の中に現職の町議及び町長が入っておりますので、このような団体への無償譲渡は町民の疑念が発生するであろうという気がしなくてもありません。

そのような中でですね、町民の理解を得るためには、金額的には五円でも十円でもいいんですけども、やはり有償であるということの意味合いが必要ではなからうかと考えますので、お答えをお願いします。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

当初はですね、会社の方からは「有償」ということできたわけでございます。

そういうことで、いろいろ検討はいたしましたんですが、小値賀町がですね、まず無償で譲渡されたということが第一と、今後ですね、会社の方が民都機構の方からですね、お金をもらっていたという経緯がありますが、そのときにですね、小値賀町

の品物を民都機構の補助金でするのはどうかという話もあつてですね、当然、松永氏もですね、建物についての無償譲渡というのには了解をされたという経緯がありますので、そういうふうにさせていただきます。

なお、私の会社の役員と言いますのは、「設立」をするまでの期間ということで今検討いたしておりますので、三月いっぱいでは手を引きたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山 議員

二番（加山雅徳） ちよつと関連の質問になりますが、この件に関しましてはですね、さつき宮崎議員も質問されたと思いますが、もう非常に町民に対してですね、不透明さが残っているというのですか、説明不足な点があると思うんですよね。

「何でか。」っていう話になればですね、先ほど来、宮崎議員も言われたとおりですね、そういう議員さんとか、まあ町長は今、町長なりに三月で離任されるということでしょうが、町民の目線で見たとときですね、やっぱり説明が足らんわけですね、町民に対して…。だから、「議会は何をしとるか。」っていう話もされました、私は…。

で、そこら辺の説明責任がですね、議会にも当然あるし、執行部も町民に対しての説明はされたとは思いますが、説明不足と、私は思います。

そういうことで、町民がですね、はっきり言いましたトップダウンでやる、今町長のやり方が「悪い」とは言いません。ただですね、そこら辺が、町民は冷ややかな目で見とるつちゆうのは確かだと思います。そりゃあ批判は当然あります。

そういうことですね、この無償譲渡についてもですね、「有償」という形が私も一番よかろうと思いますが、そこら辺も含めましてですね、この件に関しましては、是非ですね、町民に説明をよくしておかないと、後々ですね、いろんな問題が発生する可能性を秘めておると思います。これ、上手くいけばいいですけどね、この事業が…。

そこら辺も含めまして町長のお考えをお聞かせください。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 無償譲渡で当初からいただいたっていうのは先ほど説明いたしました、本人にはですね、小辻理事長と一緒にですね、二人で本人のところまで行ってお願いをした経緯があります。そういうことで、松永氏もですね、快く、「そういうことであれば、どうぞ。」というふうに言われておりましたので、常々からそういう説明はいたしているつもりでございます。

そういうことで、町の方が無償ですね、一旦もらったものを、今度は有償ですというの私はどうかということ、無償の方にさせていただきましたので、なかなかご理解が得られないかも分かりませんが、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 今の答弁は、私の質疑とはちよつと違つた答弁やつたと思うんですが…。

要は、この無償譲渡についてということですから、そりゃあ、そういうことであれば、無償譲渡については結構かと思うんですよね。で、これに関連してですね、さつき言つた町民に対してのですね、説明が足りてないところの見解をですね、町長にお願ひしたかつてすよ。そうしないと、いろんなところでですね、「無償譲渡した上に、その役員は誰か。」つて言われたときにですね、「いやあ、町長以下、議員も入つてますよ。」という話がね、変なふうになるとすよ、これじゃけん、無償譲渡は結構です。町長がそういうことであればですね。無償でもろたを、有償でやるのは如何したもんかつちいう話になればですね。だから、そこら辺はですね、議会としてもですね、責任がございませぬ。これは…。

その点での町長の見解をお聞きしたいわけですね。お願ひします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） さつきから言つてますが、私は会社の方はですね、立ち上げをするだけのときの役員というか、町の方が民都機構に二十万出したと、そういう関係で一応役員になっております。もちろん、報償はいただいております。

そういうことで、三月いっぱいですね、いっぱいというよりも早い機会でするようには一応お願ひはしてありますが、登記等の問題がありまして、ちよつと遅れております。

それとですね、説明等についてはですね、ある程度、この古民家再生等につきましては、各地区をですね、世界遺産の景観条例のときにもいろいろ全部回つたんですが、なかなか各地区が五名から六名ぐらいしかいない状態で、藤松家等についてはもう一度ですね、建設課・産業振興課と一緒に回つた経緯がありますので、そういう説明等につきましては今後説明をしなければならぬというふうには思つております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） これは一般質問でも私しましたんでいろいろは申しませんが、要は、この無償譲渡に関連して質疑しま

すが、民都機構の金っていうのが、あくまでも民間会社っていうことが前提ですよ、これ…。ところが、そこにいろんな事情があつて、形を変えながらこういうふうな形をとったつちゅうのも私も解ります。そういうことですね、形がバチツトした、議会にも報告がございません。この小値賀観光まちづくり公社っていう会社の「定款」なり何なりですね、議事に報告もございません。で、前の議会ですか、総務課長から役員の名前を知らされて、そんなとき知ったわけです。

だから、そういう会社に対して町が民都機構からの五千万を補助したと…。そういう町民の目線から見てくださいね、「どうも何かおかしいんじゃないか。」って言われたときに、私一議員としてですね、どういう答えを町民に言うたらいいかっていう、そこら辺がはつきりできんわけですね。

そういう意味ですね、もう少し明確にしないと、透明性をもってしとないと、後でいろいろなるんじゃないかと、これ無償譲渡についてもですね、そういうことであるならばそれで結構ですが、非常にですね、私は疑念を持ちます、この件についてはですね。

そういうことで、この事業が駄目だということじゃなかつてすよ。町民から理解を得られるような説明をもうちよつとしていたただかないと私は困るつちゅうことを言いよるわけです。以上です。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

町長（山田憲道） 先ほどの質問に対してお答えいたします。

確かに町の方が二十万を出しているということで、第三セクターに近いんじゃないかというふうには思っておりますが、今後の運営についてはですね、もう二十万だけということでございますので、その点をご理解していただければというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

—	休憩	午後	一時	四十九分	—
—	再開	午後	二時	三十八分	—

町 長

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二号、町有財産の無償譲渡についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二号、町有財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	四十分	—
—	再開	午後	二時	四十一分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第六、議案第四号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長（谷 良一） 議案第四号についてご説明いたします。

小値賀町防災行政無線（同報系）デジタル式設備整備工事の工事入札は、二月十五日に行い、日本無線株式会社長崎支店が落札し、入札書記載金額一億六千五百二十五万五千五百円に消費税を加算した金額一億七千三百五十一万八千二百七十五円

総務課長

で契約を締結したいと思いますので、地方自治法第九十六条第一項第五号及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

落札をいたしました日本無線株式会社長崎支店は、平成元年に整備された小値賀町の防災行政無線の工事を始め、長崎県下では合併前も含め、一市十三町の防災行政無線で実績をあげている会社であります。

それでは、工事の概要をご説明いたします。

アナログ防災行政無線からデジタル防災行政無線に更新することと、個別受信機を各世帯に設置することが主なものであります。

なお、本件に係る工期は、二百十日を予定しており、繰越事業となります。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 個別受信機に替えるということですが、大体戸数はどのくらいになりますか？

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 千三百八十を予定しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 工期、二百十日を見越しているということですが、一番ピーク時は大体何月頃になりますか？
工事の…。もう集中的に、例えば、個別的に各家を回ってですね、工事をするというような時期がいつ頃かということをお伺いしたいんですけど…。大体どれぐらい？判りますか？

それか、もう全部同じようにコンスタントにやっていくんですか？個別的なところです。

で、各家庭に入るときに、例えば留守が多いときとか、忙しくてたまらなるときとか、そういうことに重ならないかなあということをお伺いして案じたもんですから、いつ頃になるのかなあということをお伺いしておきます。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 七月から九月までになると思われます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） アナログからデジタルに切り替えるというのは、つまり、その間、工事が済んだところは直ぐ使えるという状況ではないんですね。「よくい・ドン」で、何月何日に来た、アナログからデジタルに切り替えるという形になるんですか？それとも、終わったところから個別受信機も使えるという、そういう行程になりますでしょうか？

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 一応九月で終了いたしますので、それから一緒に「よくい・ドン」ということになると思われます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 関連した質問ですが、個別受信機が千三百八十個ですか、これ、事業所とか、例えば一軒の家に二台とってかっていることは考えておらんとでしょうか。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 千三百八十個の中に入っておりますが、事業所とか、一世帯に二台というのは、「有償」にしたかと考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 今、有償というご答弁やったのですが、この当初の予算よりもかなり低い額で落札されるところなんです。落札率とですね、もういっちゃよ、今の有償っていう話でしたが、かなり低い落札率なんです、余った金でその有償を、「無償」っちゃうわけいかんとでしょうか。（笑い声あり）

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 落札率は九〇%でございます。

それで、もう一つ、私もよく判らないんですけど、有償にしたらですね、起債関係が多分該当しないんじゃないかと思われまますので、先ほど言いましたように、事業所と世帯の二台目は、やはり有償にしたいと考えております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四号、工事請負契約の締結についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成二十二年小値賀町議会第一回臨時会を閉会します。

―― 休憩 午後 二時 四十八分
―― 再開 午後 二時 四十九分

―― 午後 二時 四十九分 閉会